

職員必携（内規）の改定について（通知）

令和7年度にて職員必携（内規）を全職員で審議のうえ、一部見直し・改定を行い、令和8年度版として令和8年度4月1日より施行しております。ご確認をどうぞよろしくお願い申し上げます。

主な改定項目内容

1. 「選挙に伴う出欠の取扱い」について

Ⅱ 教務に関する規程 出席簿の記入要領及び生徒の出欠の取扱い 第11条（追加）

学校行事には、授業参観や学園祭、即売会など、土日に登校日が設定される場合がある。登校日と選挙の投開票日が重なったとき、成人の生徒が選挙権を行使できる状況を確保されていることを明記するため、本規定を追加した。

2. 「県立学校家族休暇の取得」について

Ⅱ 教務に関する規程 出席簿の記入要領及び生徒の出欠の取扱い 第12条（追加）

Ⅲ 生徒の諸心得に関する規程 県立学校家族休暇の取得 第1条～第9条（追加）

今年度2学期より、県立学校家族休暇の試験的の運用が開始された。次年度以降、本格的な運用に移行することが予測されている。これに合わせて、家族休暇に関する規定を新設した。

※ 表記の統一や軽微な修正など、内容に実質的な影響を及ぼさない微修正については、省略いたします。